

○茅野市中小企業振興条例

平成19年 3 月29日

条例第10号

改正 平成23年 3 月29日条例第 9 号

平成25年 3 月28日条例第17号

平成28年 3 月29日条例第13号

平成28年 6 月28日条例第19号

茅野市中小企業振興条例（昭和53年茅野市条例第 9 号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、商工業者及び観光業者の育成並びに工場の立地誘導の促進に必要な助成措置を講ずるとともに、中小企業者等への融資のあっせんを行うことにより、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、第7条及び第8条においては、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する法人並びに市長が認める団体をいう。
- (3) 投下固定資産総額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定による土地、家屋（住家部分を除く。）及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (4) 固定資産評価額 地方税法第388条第1項の規定による固定資産評価基準によって評価した固定資産の価格をいう。
- (5) 空き店舗等 従前において店舗、事務所、倉庫等（以下この号において「店舗等」という。）として使用されていたが、現に3月以上店舗等として使用されていない建物をいう。
- (6) 中心市街地活性化区域 茅野市中心市街地活性化基本計画に定める区域をいう。
- (7) 特定地域 工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条の規定による工場適地並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定による準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに市長が認める地域をいう。
- (8) 工場 物品の製造、加工又はこれらに係る研究開発の目的に使用する事務所又は事業所をいう。
- (9) 空き工場等 従前において工場、店舗、事務所、倉庫等（以下この号において「工場等」という。）として使用されていたが、現に3月以上工場等として使用されていない建物をいう。
- (10) 新設 市内に工場を所有しない者が、特定地域内に新たに工場を建設すること又は市内に既に工場を所有する者が、市が設置する工場用敷地に新たに工場を建設することをいう。

- (11) 増設 市内に既に工場を所有する者が、当該工場の土地、建物及び償却資産を増加すること又は特定地域（市が設置する工場用敷地を除く。）に新たに工場を建設することをいう。
- (12) 空き工場等を活用した工場設置 特定地域内の空き工場等を取得し、又は賃借して新たに工場を設置することをいう。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第27号に規定する吸収合併、同条第28号に規定する新設合併等により、事業を承継した場合における工場の取得は除く。
- (13) 観光施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に規定する旅館業の許可を受け、10年以上市内において旅館業を営む者が設置する宿泊施設をいう。
- (14) 新築 新たな観光施設を設置すること又は既存の構築物の全部を除却し、新たに観光施設を設置することをいう。
- (15) 増改築 既存の観光施設を除却せずに既存の観光施設と同一の若しくは隣接する敷地に観光施設を建築し、既存の観光施設の床面積を増加させること又は既存の構築物の一部を除却し、既存の観光施設と同一の敷地に新たな観光施設を設置することをいう。
- (16) 金融機関 市内に店舗を有する銀行、信用金庫及び信用組合をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、中小企業者又は中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）が行う次に掲げる事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。ただし、市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者を除く。

- (1) 高度化事業
- (2) 商店街活性化事業
- (3) 商店街共同施設設置事業
- (4) 空き店舗等活用事業
- (5) 既存老朽化物件取壊事業
- (6) 商店街振興計画策定事業
- (7) 工場設置事業
- (8) 観光施設設置事業
- (9) 指定施設設置事業

（補助対象事業）

第4条 前条各号に掲げる事業の補助対象事業は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高度化事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項及び第2項に規定する事業の用に供する建物等を設置する事業をいう。
- (2) 商店街活性化事業 中小企業者等が共同して3店舗以上の共同店舗を設置する事業であって、投下固定資産総額（指定施設（第9号に規定する施設をいう。）及び当該指定施設を設置する土地を除く。第7号及び第8号において同じ。）が3,000万円以上のものをいう。
- (3) 商店街共同施設設置事業 商店街の環境整備のために、規則で定める施設を中小企業団体が共同して設置する事業であって、当該施設の設置に係る費用が100万円以上の

ものをいう。

- (4) 空き店舗等活用事業 中心市街地活性化区域内の商店街において、中小企業団体が空き店舗等を活用し、規則で定めるコミュニティ施設を設置する事業及び中小企業者が空き店舗等で小売業又はサービス業を営むために新たに新店を出す事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を除く。）であって、当該施設の整備に係る費用が200万円以上のものをいう。
- (5) 既存老朽化物件取壊事業 中心市街地活性化区域内の商店街において、新規参入を促進するために中小企業者が老朽化した空き店舗等を取り壊す事業をいう。
- (6) 商店街振興計画策定事業 中小企業団体が、商店街の店舗の集団化及び共同化に関する計画又は商店街の整備及び振興に関する計画を策定する事業をいう。
- (7) 工場設置事業 工場を新設し、増設し、市内に工場を所有しない者が空き工場等を活用した工場設置（以下「市外業者による空き工場等を活用した工場設置」という。）をし、又は市内に既に工場を所有する者が空き工場等を活用した工場設置（以下「市内業者による空き工場等を活用した工場設置」という。）をする事業であって、次に掲げる基準を満たすものをいう。
 - ア 新設の場合 投下固定資産総額が2,000万円以上であること。
 - イ 増設の場合 現に所有する土地、建物及び償却資産の固定資産評価額（指定施設及び当該指定施設を設置する土地を除く。以下「現有固定資産評価額」という。）に対し、増設分の固定資産評価額の増加率が20パーセント以上であること。
 - ウ 市外業者による空き工場等を活用した工場設置の場合 投下固定資産総額が2,000万円以上であること。ただし、当該空き工場の売主又は貸主（法人にあつてはその代表者）が買主又は借主と同一とみなされる場合その他の規則で定める場合は除く。
 - エ 市内業者による空き工場等を活用した工場設置の場合 現有固定資産評価額に対し、当該工場設置による固定資産評価額の増加率が20パーセント以上であること。ただし、当該空き工場の売主又は貸主（法人にあつてはその代表者）が買主又は借主と同一とみなされる場合その他の規則で定める場合は除く。
- (8) 観光施設設置事業 観光施設を新築し、又は増改築する事業であって、次に掲げる基準を満たすものをいう。ただし、当該観光施設を住居と併用する場合は、住居部分に係る額として規則で定める額を投下固定資産総額及び固定資産評価額から除くものとする。
 - ア 新築の場合 投下固定資産総額が2,000万円以上であること。
 - イ 増改築の場合 現有固定資産評価額に対し、増改築分の固定資産評価額の増加率が20パーセント以上であること。
- (9) 指定施設設置事業 中小企業者等が行う次の施設を設置する事業をいう。
 - ア 公害防止を目的とする施設で投下固定資産総額が300万円以上であるもの
 - イ 廃棄物の処理を目的とする施設で投下固定資産総額が100万円以上であるもの。ただし、廃棄物を焼却処理する施設は除く。
 - ウ 従業員の福利厚生を目的とする規則で定める施設で投下固定資産総額が500万円以上であるもの

(補助対象施設等)

第5条 第3条に規定する補助金の交付対象となる施設、経費、補助期間、補助率及び補助限度額は、規則で定める。

(あっせん及び協力)

第6条 市長は、商工業及び観光の振興上必要があると認めたときは、中小企業者等に対し、次に掲げるあっせん及び協力をすることができる。

- (1) 土地及び建物のあっせん
- (2) 道路、上下水道及び電力等の整備に対する協力
- (3) 労働力確保に対する協力
- (4) その他市長が必要と認める事項

(融資のあっせん)

第7条 市長は、中小企業者等の資金の円滑化を図るため、金融機関及び長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に融資のあっせんを行うことができる。

2 前項に定める融資のあっせんは、金融機関に原資を預託してこれを行うものとする。

(保証料及び利子の補助)

第8条 市長は、中小企業者等が前条第1項による融資を受けた場合は、次に定めるものに対して予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- (1) 当該融資を受けた中小企業者等が保証協会に対して支払う信用保証料
- (2) 当該融資に係る利子

(指導及び助言)

第9条 市長は、中小企業者等の経営近代化を図るため、次に掲げる事業並びに必要な指導及び助言を行うことができる。

- (1) 中小企業者等の高度化、共同化等の事業の推進を図るための企業診断の実施並びに指導及び助言
- (2) 中小企業者の企業主自らの経営近代化の努力を喚起させるための情報の提供及び講演会等の開催
- (3) その他中小企業者等の助長振興

(補助金の取消し等)

第10条 市長は、補助を受けた中小企業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この条例及びこれに基づく規則等に違反したとき。

(審議会)

第11条 中小企業の総合的な振興及びこの条例の円滑な運用を図るため、諮問機関として茅野市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、12人以内とし、市議会議員、商工業及び観光関係団体の代表者並びに知識経験者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 審議会は、会長の招集により委員の過半数の出席で開会し、会議の議事は、出席委員

の過半数で決する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に補助又は制度融資を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第8号イの規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に観光施設を増改築した場合の現有固定資産評価額に対する増加分の固定資産評価額の増加率は、10パーセント以上とする。
- 4 この条例の施行の際改正前の茅野市中小企業振興条例第10条の規定により委嘱された委員は、改正後の茅野市中小企業振興条例第11条の規定により委嘱をされた委員とみなす。この場合、委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月29日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の茅野市中小企業振興条例（以下「新条例」という。）第4条第7号ア及びイ並びに同条第8号ア及びイの規定は、施行日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築物の建築等に関する確認済証（以下単に「確認済証」という。）の交付を受けた工場及び観光施設に適用し、施行日前に確認済証の交付を受けた工場及び観光施設は、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条第7号ウ及びエの規定は、施行日以後に売買契約又は賃貸借契約を締結した工場に適用し、施行日前に売買契約又は賃貸借契約を締結した工場は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。